

## 直監告示第4号

令和8年1月9日付 直監告示第1号により公表した監査の結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、直方市長から次のとおり措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年2月6日

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

### 産業建設部 農業振興課・農業委員会 定期監査指摘事項措置状況報告

	指摘の内容	講じた措置	完了（予定）時期
契約関係	<p>①「令和6年度荒廃森林整備事業（森林の整備）委託」について、見積提出依頼の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（地方公共団体で定める額を超えないもの）となっているが、予定価格が4,918,100円と直方市契約規則で定める額を超えており。契約締結時では事業に精通し、唯一の指名登録業者であるためとして、同第2号（性質又は目的が競争入札に適しないもの）とされており、契約締結時の決裁権者も部長とすべきところを課長としていることから、地方自治法施行令や直方市契約規則及び直方市事務代決及び専決規則などの法令を確認し適切に処理されたい。</p> <p>また、近隣では入札を実施した例も見られることから、登録外事業者からも参考見積を徴取するなど価格の妥当性・競争性を担保されるよう取り組まれたい。</p>	①契約関係事務については、地方自治法施行令や直方市契約規則及び直方市事務代決及び専決規則などの法令を確認し適切な処理を行う。また、参考見積の徴取をはじめ、近隣自治体の事務処理等も参考に価格の妥当性・競争性の担保に努める。	令和8年3月31日
補助金関係	<p>①「直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金交付」に関して、「ひまわりテラス」における常設ブース設置事業は、同補助金交付要綱第2条第4号に基づく「その他地域農産物のブランド化の推進に寄与すると特に市長が認めた事業」であり、直方市事務代決及び専決規則では、他に委任されておらず、市長決裁とされるべきものが、課長決裁で処理されているため、会計年度毎に市長決裁を受けるよう適切に処理されたい。</p>	①補助金関係事務については、直方市事務代決及び専決規則や補助金交付要綱などの法令を確認し適切な処理を行う。なお、「ひまわりテラス」における常設ブース設置事業については、令和6年度をもって廃止。	令和7年3月31日 (令和6年度事業廃止)
	<p>②「直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金」について、申請書及び請求書には、補助事業対象者一覧として、氏名、販売額、補助金額の記載された文書が添付されているが、直方市補助金交付規則第14条第2号で定める「支出を証する書類」（領収証等）が添付されていないため、規則に則した適切な処理をされたい。</p> <p>また、同補助金交付要綱第4条では「補助金の対象となる経費は、報酬、旅費、需用費及び役務費」としており、JA直鞍アグリ総合センターで生産された堆肥の購入費用の助成を補助対象経費に含めるのであれば、同要綱第</p>	②補助金の支給にあたっては、直方市補助金交付規則及び直方市安全・安心農産物ブランド化推進事業費補助金交付要綱に即した適切な処理を行う。	令和8年3月31日

	4 条で定める費目に追加改正するなど実態に即した適切な処理をされたい。		
その他事務関係	<p>① 直方ふれあい農業広場の設置及び管理に関する条例第 2 条において、「広場は、直方市大字頓野 569 番地に設置する。」と定められているが、同地番は昭和 26 年にすでに分筆され不存在となっていることから、条例改正により正しい地番へ訂正されたい。</p> <p>② 直方市公平委員会委員等報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例で農業委員等の報酬は、基本給と能率給に区分されており、能率給については、直方市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に関する規則第 2 条で「現地調査等年間活動日数区分に応じた係数を乗じて得た額とする。」とされているが、出務記録等の添付がなく一律同額で支給されているため、条例及び規則に則った処理をされたい。</p>	<p>①令和 7 年度 3 月議会にて条例改正予定。</p> <p>②本年度より、条例及び規則に則った処理を行う。</p>	令和 8 年 3 月 13 日 (採決予定) 令和 8 年 4 月 30 日